

第1回個人情報保護政策に関する懇談会議事録

日 時：令和7年9月19日（金）10：00～12：07

場 所：個人情報保護委員会 委員会室・オンライン

出席者：

（1）会長及び会員

宍戸会長、阿南会員、石川会員、今村会員、岡田会員、神谷会員、河村会員、越塚会員、小林会員、関会員、曾我部会員、高橋会員、丹野会員、富浦会員、別所会員、村上会員、山本会員

（2）個人情報保護委員会

手塚委員長、佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、戸梶総務課長、香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第1回「個人情報保護政策に関する懇談会」を開催させていただきます。

本日は、皆様方、お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

冒頭の進行を務めさせていただきます、総務課長の戸梶でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入らせていただきます前に、事務局より2点御連絡いたします。

まず1点目といたしまして、本日配付の資料を確認させていただきます。

資料1といたしまして「個人情報保護政策に関する懇談会開催要綱」

資料2としまして「越塚会員資料『データ利活用と個人情報保護』」

資料3-1としまして「別所会員資料」

資料3-2としまして「村上会員資料」

資料3-3としまして「神谷会員資料」となります。

また、参考資料1としまして、今年度における閣議決定等の「個人情報保護政策に関する政府方針」

参考資料2-1から2-3といたしまして、個人情報保護委員会の令和8年度「予算概算要求・機構定員要求の概要」及び「重点施策」となります。

お手元におそろいでございますでしょうか。

なお、資料1の「開催要綱」につきましては、別紙部分の「会員名簿」におきまして、高橋会員及び丹野会員の御所属、お役職に変更がございましたので、更新の上、お配りさせていただくものでございます。要綱本文につきましては、変更箇所はございません。

2点目でございます。オンライン参加の会員の皆様は、御発言時以外はマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

御発言を希望される際には、挙手ボタンではなく、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て発言者を指名する方式で進めさせていただければと存じます。

そのほか何かございましたら、チャットで随時事務局に御連絡いただければ対応させていただきたいと思います。

本日の御出席者につきましては、お手元の「御出席者名簿」をもって御紹介に代えさせていただきたいと思います。

続きまして、手塚個人情報保護委員会委員長より御挨拶いただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

○手塚委員長 おはようございます。

お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。一言御挨拶をさせていただきます。

本年5月に個人情報保護委員会の委員長に就任いたしました手塚悟と申します。

私は、研究をしながら社会に貢献したいとの思いで、最初、日立製作所に入りました。その後、大学のほうに移りまして教授をし、この場に、今、来ているというところでございます。そういう中でも、デジタル社会を発展させるための国の基盤作り、マイナンバー制度の構築等に携わってまいったところでございます。

デジタル社会の健全な発展を支える基盤、個人情報保護制度については、前身の特定個人情報保護委員会が2014年に発足した時の委員3名のうちの一人でございます。その後、2016年に個人情報保護委員会となってからも、委員として通算5年間、関わってまいりました。この度、委員長として委員会を運営するということになりましたので、何とぞよろしくをお願いいたします。

さて、近年、生成AIを含む新たな情報通信技術の発展により、個人データを含むデータの適正な利活用は、社会経済活動を支え、産業競争力、さらには新たなイノベーションの源泉になると期待しております。

一方、個人データの適正な取扱いを実現することにより、個人の権利利益を保護し、社会や個人からの信頼に基づくデータの利活用を確保することが強く求められていると思います。

このような信頼の上に、サイバー空間とリアル空間が融合した人間中心のSociety 5.0、さらにDFFT（※1）、データ駆動型社会、豊かなデジタル社会の構築を実現していくことが期待されていると存じます。このような信頼を確かなものとするためには、PETs（※2）、Privacy-Enhancing Technologiesですが、このような技術の活用、データガバナンス体制の構築、人材育成、これらが極めて重要であると考えております。また、国際的な戦略や協調の在り方をどのように考えるか。一昨日まで、ソウルのほうでGPA（※3）というグローバルな国際会議にも参加し、私としても初めて参加したのですが、強くそのことを感じました。さらには、こどものような個人情報保護におけるぜい弱性の高い層、こういう

者をいかに守っていくのかという視点も欠かせない問題だと考えております。

こうした様々な観点を踏まえつつ、個人データの活用と個人の権利利益の保護、これらの相互補完、これを調和させていくために、幅広く多くの御意見をお伺いしながら、我が国の文化や社会制度に根ざした個人情報保護法制、私はこれをジャパン・ウェイと呼んでおりますが、これを創生し、発展させていくことが、委員会の責務であると考えています。

委員会として、本懇談会に御参加いただいた広く各界の有識者やステークホルダーの皆様様の御意見や御知見を対話の中で継続的に伺っていくことは、非常に貴重な機会であるとともに、これからジャパン・ウェイを構築していく中で大変重要なプロセスと感じています。各回のテーマに沿って、関連の技術や実務の動向、さらには様々な課題、これらについて、ぜひ忌たなく意見交換を行っていただければと考えております。

本日は、最後まで会議に臨席させていただきますが、何とぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

(※1) (注釈は個人情報保護委員会事務局によるもの。以下同じ。) DFFT : Data Free Flow with Trust (信頼性のある自由なデータ流通)

(※2) PETs : Privacy-Enhancing Technologies (プライバシー技術強化)

(※3) GPA : Global Privacy Assembly (世界プライバシー会議)

○戸梶課長 ありがとうございました。

続きまして、宍戸会長から御挨拶いただきますとともに、以後の進行を宍戸会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 承知いたしました。

手塚委員長の格調高い御挨拶の後に話すのは若干気が引けますけれども、私からも簡単に御挨拶申し上げたいと思います。

本日は、大変お忙しいところ、第1回「個人情報保護政策に関する懇談会」に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

この懇談会でございますけれども、広く各界の有識者、またステークホルダーの方々と透明性のある形で継続的に意見を交換し、併せて個人情報保護政策に関して相互理解を促進するとともに、先ほど委員長からもございましたけれども、国内外における個人情報等の保護、利活用や関連技術の動向等を把握していくことにより、実情に即したより包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資することを目的として開催させていただくものでございます。このような「対話の場」を重ねていくということは、個人情報保護政策はもちろん、広くデジタル社会の健全な発展からも大変意義のあるものと考えてございます。

さて、4月28日に準備会合を開催させていただきましたが、その場におきまして、皆様から幅広く多様で多角的な御意見、御指摘を頂戴したところでございます。会合の終わりのほうで、私のほうで若干御意見を整理させていただきましたけれども、例えば「デジタル社会の進展に伴う個人情報保護法制等の在り方」、個人情報を取り扱う現場の方々の

理解も含めた「データ利活用と個人情報保護の関係」、「個人・消費者と事業者等との信頼」、「個人情報取扱事業者のガバナンスの向上」、個人情報保護法以外の「隣接する法制も含めた俯瞰的な議論の必要性」など、今後の個人情報保護政策を考えていく上で非常に重要な御示唆を頂戴したところでございます。

4月28日の準備会合の後、4月30日に第321回個人情報保護委員会が開催されましたけれども、皆様から貴重な御指摘を頂いた点は、私から報告をさせていただいたところでございます。

また、準備会合から本第1回会合までの間に、お手元で言いますと参考資料1にありますように、政府全体でデータ利活用制度の在り方に関する基本方針が決定されておりますけれども、そこにおきましても、時代により変化する国内外における個人情報の保護・利活用の動向や関連技術の動向等について今後とも的確に把握していくため、個人情報保護委員会において、本懇談会を通じて有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行うものと明記いただいているところでございます。

こうした準備会合あるいは基本方針等を踏まえてでございますけれども、私のほうで皆様の御意見等を勘案いたしまして、今年度の懇談会につきましては、次のようにさせていただきたいと考えております。

個人情報保護政策の様々な検討の前提・土台となりますのは、何よりも個人・消費者と事業者等の方々の間の信頼が維持・構築されることであり、ここに着目をし、大枠のテーマといたしましては、「個人・消費者から信頼を得るための事業者等の自主的取組」について、いろいろと情報を頂き、またこの場で議論させていただきたいと考えた次第でございます。

そこでまず、本日の第1回会合におきましては、「事業者等の自主的取組とそれへのインセンティブ」を議題とさせていただき、越塚会員から、具体的に、御存じの、また、関わっておられるプロジェクト等にも触れていただきながら、「データ利活用と個人情報保護」についてプレゼンテーションいただき、それを基に意見交換を行いたいと思います。

意見交換におきましては、関連技術や実務における具体的な取組等も御紹介いただきながら、できるだけ多くの会員から御意見、御説明を頂き、中長期の政策形成につながる、また、当委員会にとって多くのことを学ばせていただく機会とさせていただきたいと考えております。

本日も、皆様の御協力によりまして、有意義な会合とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思いますが、その前に資料1を御覧いただきたいと思っております。

開催趣旨等は既に準備会合等でもお話をしたとおりでございますが、「開催要綱」の3の(3)に「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する会員が、その職務を代理する。」とございます。この会長の代理につきましては、本日御欠席ですが、当委員会の

専門委員でもあられますけれども、石井会員を指名させていただきたいと思います。御本人の了解もちゃんと得ておりまして、欠席裁判ではないということでございます。

それでは、議事2「事業者等の自主的取組とそれへのインセンティブについて」に移ります。

先ほど申し上げましたが、まず越塚会員より、30分程度で恐縮でございますがプレゼンテーションいただきたいと思います。資料2を御提出いただいておりますので、こちらを御覧いただきたいと思います。

それでは、準備ができましたらよろしくお願いいたします。

○越塚会員　ありがとうございます。東大の越塚でございます。

30分も時間を頂戴いたしましたけれども、利活用と保護ということで、私自身は技術畑でございまして、ずっとどちらかというとデータの利活用というほうを長年やっております。もともとはIoTという、昔、2000年代の最初の頃はユビキタスコンピューティングと言われましたけれども、あの頃はネットを使ってデータを集めるという技術から始まり、だんだんデータがたまってくると、今度、国の施策ではオープンデータというものが十四、五年ぐらい前からあって、その立ち上げなどもやっていきまして、最近はデータスペースとか、データ流通連携基盤とか、Society 5.0の中核となっているようなことでもありますので、今でもいろいろな組織の立ち上げをしたりとか、つい先週も、AIエージェントとデータスペースをどういうふうに融合してやっていくかということの新しいコンソーシアムを立ち上げさせていただいて、そのようなことを長年やってきております。

最初にスタンスというのがありますけれども、今では自分の立ち位置が利活用のほうです。少しそちらの話になるとは思いますが、基本的には個人情報保護法の理念である個人の尊厳と人格の尊重、また公共性とのバランスの尊重ということは十分認識しているつもりでございます。

その後に、本日の話は、申し上げたいことが二つございまして、一つは、個人情報の保護と利活用が、きちんと国民生活が豊かになるというほうの正の循環を作り出すことが重要だと思っております。これは法制度をどうすればいいということだけではなくて、それを受け取る国民の側ないしは産業であったり、そういうところでのいろいろな意識とか、そういうことが非常に大事だと思っております。ですので、法制度を整えることも大事なのですが、それを受け取る側、それを実際運用して使っていく側をどのようにしていくのかということも片や重要だと思っております。

もう一つは、先ほど手塚先生からお話がありましたような、デジタル技術がいろいろ進展してございます。こちらは保護する技術もあれば、悪意の技術も両方進んでおりますので、それに関しては、どういうふうに日本語で書くかは大分迷ったのですが、その進展に密に連動すると。保護するほうはどんどん使っていけばいいと思いますし、悪意のほうの技術もまた洗練されてきているところもありますので、それに対しては適切な対処を、技術と連動させていくことが大事だろうと思っております。

最初、少しそもそも論みたいな話をさせていただきたいのですけれども、例えば利活用の側から見ると、個人の尊厳と人格の尊重と公共性とのバランスというときに、この日本語を見た時点でそもそもバランスが悪いと。日本語で言ったら、どう考えても公共というより個人の尊厳の勝ちですね。けれども、私ども利活用するほうは、単に経済活性化したいとか、公共性とか、イノベーションというのはそれなりに重要かもしれませんが、そのためだけにやっているとかいう意識はありません。僕らのほうも、もう少しいろいろ考えて、最初は何で我々、個人情報というだけではないのですけれども、データを何で使うかというときの基本理念は、僕は理性主義だと思っています。この理性主義を近代社会において実現するために非常に重要なものがデータだと我々は考えています。

本日の話は、この後議論がしやすいように、ステレオタイプみたいにお話しさせていただくかもしれませんが、そこは御容赦いただいて、例えば左側も右側もそうなのですから、社会をガバナンスしていくときに何をよりどころにしていくのかといったときの旧来側のものを左、理性主義を右に書いていくと、そもそも軍事力、暴力とか、あと人間主義とか、よく人間中心と言われますけれども、人間中心というのは人間関係なのか、人脈なのか、人格なのか、そういう話ではないのです。片や右側が理性主義、データを使いましょう、科学に基づきましょう、学問に基づいて理性的にいろいろな判断をしていきましょうというのが近代理性主義だったと思いますけれども、これに対してもいろいろなことがあって、限界が出てくると、だんだんポストモダンになっていったときにどうなるかという、また左に戻りつつあると。現代社会はだんだんまた左に戻りつつあるような気もしていて、理性主義をやっていくために、情報技術とかデータというのは大変重要な実現手段と考えておりまして、いわゆるデータ利活用というのは、近代科学、理性主義の民主化であると。

今まで、データを利活用するとか、根拠に基づくというのは、我々は大学にいますけれども、大学で学問をやっていれば200年前から当たり前なのです。そんなのは当たり前です。けれども、ただ、そういう手段を適用できる人は非常に限定されていたと。お金にも、経済的にも、人的資源にも恵まれたところでなければ、そういう手段は適用できなかったのですけれども、デジタル技術が出てきてデータが出てくるようになって、かなり安価に誰でもできるようになってきた。この近代科学のメカニズムが、国民一人一人誰でも適用できて、誰でも理性主義に基づいていろいろな判断ができるようになってきたと。これを我々は維持したいというのが非常に思っていることです。そういうことのためにデータというのは非常に基本的なところなので、こういうことを守っていききたいなということを思っているというのが、まず第一にございます。

それだけではなくて、我が国の目指す社会の状況というか特徴としては、自律分散型の社会のような気がしています。欧米のようなトップダウン、特に企業の中のガバナンスなんかもそうですけれども、我が国の場合は比較的、悪い言い方をすればボトムアップかもしれませんが、自律分散型かと。自律分散というのは、共有されたデータをそれぞれ

れが分析、判断して、自己の振る舞いを自己決定するという理念に基づいているわけです。自己決定が適切に行われるためには、しっかりしたデータが手元になければできません。ですから、このような自己決定に非常に重きを置いた分散型の社会において、データを共有する、データを利活用するということは、不可欠なことだと思っています。

ただ、もちろん分散したままではばらばらになってしまいますので、そこには相互協調とか、対話とか、連帯はもちろん必要なのですが、こういうことが言えるだろうということです。例えば、企業の中のガバナンス、国もそういう傾向が全体としてあると思います。こういうほうがステレオタイプなのですが、二者でもないと思いますけれども、コマンドアンドコントロール型と自律分散型と、左右にあり、日本の社会が右側に近いものなのであれば、それぞれ現場である程度意思決定をしっかりと適切に行っていくためには、それぞれ情報は今で言ったらデータになってきますので、データの共有、利活用が必要になってくるだろうと思います。

昨日も、少し企業といろいろDXはどうするかというようなことをやってきたのですが、例えばトップダウンの企業であれば、コマンドアンドコントロールで上から降ってくるのは、基本的にはコマンドが降ってきますので、現場では情報なんか要らないと。データも要らずに、コマンドをそのままやればよいというようなトップダウン型の社会がありますけれども、日本の企業はそうではありませんで、比較的いろいろなことを現場で判断して、それをボトムアップで持ち上げていくという傾向がございます。

そのような場合は、ボトムのところできちんと現場で意思決定が正しく行われるためには情報が必要です。そのために企業の中で、情報を流通させたりとか、情報だけではなく空気感とかもしかりと現場で共有する必要がある、ですから日本の会議は長いとか、何も決めないのだけれども話だけするとか。でも、これはとても重要なことで、現場できちんとした判断を行うためには、情報の共有は不可欠なのです。コマンドだけで話せばいいという社会ではない。ですので、そういうところがあると思いますので、社会におけるデータ共有というのは、こういうことをするときの鍵だと思います。

なぜ、データがないときちんとした判断ができないのかと言えば、ファクトをしっかり把握すること。測るとか、ファクトということは科学の基本ですから、これがないのに判断するというのは何を考えているのだと、僕としては思うところです。ということで、きちんとファクトを把握すること、科学的な検討と意思決定をしっかり行う、説明責任が果たせる、リスク回避・効率化・最適化・異常検知ができる。データに関しては、この最後のところがあまりにも強調され過ぎている感じがしますが、ファクトをしっかりとして正しく把握すること、近代科学では理性の基本ですので、これは非常に重要なことだと考えております。

このためにデータを使うと、実際にもう少しプラクティカルになってきたとしても、実世界・実社会にいろいろな課題があって、こうしたものはみんなデジタルの分野でない分野の話ですけれども、そういうところの課題解決にもデータが不可欠だということが見

て明らかかなと思います。

データの利活用はどんどん進んでおります。この辺の進み方が国民の皆様の不安感にも若干つながってくるのかなと思いますけれども、いろいろなタイプの利活用、これは以前、経団連の研究会で少し私のほうで御提案させていただいたものですが、ちょっと考えただけでも11種類、12種類と、それぐらいの利活用のパターンがあるぐらい洗練されてきているという現状があります。

ですが、日本は、なかなかそれは進んでないとも、逆の方向のこともよく言われております。これは若干10年ぐらい前の古い資料ですが、日本の企業が国内でデータを使ってイノベーションをしっかりとやっているのかということでアンケートをとると、各国、80%ぐらいの国もあれば50%ぐらいもあって、いろいろ凸凹しているわけですが、右に1個、外れ値のような国がございまして、どこだろうと見ると「Japan」と書いてあるというのが現状でございます。若干古いところはあるのですが、データとイノベーションの間の関係からは、日本は国際的に見て例外的に小さいという傾向がございます。

それでありながら、総務省の以前の「情報通信白書」の中で、私が着目しているところだけかいつまんで申し上げますと、日米欧と三つの国で、欧州はドイツに代表させて、日本とアメリカとドイツでデータを利活用していますかということを聞くと、ドイツとアメリカはまあまあ使っていますと。日本はあまり使っていないと。ここまでは予測できるのですが、面白いといえば面白いのですが、一番最後の質問で、右下の質問ですが、データを利活用したときに何か課題がありますかと。課題があるかと聞いているのに、課題がないという答えで、日本は圧倒的ナンバーワンと。一方で、ヨーロッパとアメリカは問題ありありだというわけです。だから、日本は、データも使っていなければ、何か問題があるかという、問題ないと。使っていないのに問題ないということで、もう立ち尽くしていて、何をしたらいいかよく分からないというような状況にもなっていて、利活用のほうで言うと、そういう周回遅れの状況にあるということがございます。

これはデータの一般論なのですが、個人情報ということに限定してみますと、我々はなぜ個人情報を使いたいのか。先ほどの理性主義のようなこともありますけれども、それをもう少しプラクティカルにしたところの個人情報とかパーソナルデータを使うということに対しての社会運営上の夢がございます。それはやはりダイバーシティです。

ダイバーシティというのは、個人の特徴や志向、希望に応じて、社会的サービスをしつかりと適応させることをやっていく、いろいろなサービスを個人に適合させていくということです。例えばこういうポンチ絵を私もよく描くのですが、よくスマートシティの中でも言われる理想論なのですが、今までは、都市などは特にそうなのですが、ハードウェアで作られていますので、ハードウェアは固くて何も動かないので、それと人間が何かミスマッチを起こして、例えばこの段は邪魔だなと思ったら、乗り越えるのは人間の側で頑張らないと、ハードウェアは変わらないのですが、そこにデジタル技術

が出てくるといろいろダイナミックに変えることもできる。いろいろ情報を提供することで、いろいろなバリアを避けることも容易にできるのだろうと。そうすると今までのデータやデジタルを使わないところでは、人間の側が一生懸命努力して力を出して環境に適合していくということをしなければならなかったわけです。それができる人もいれば実はいない人もいて、できない方にとってはそれが大きな社会参加のバリアになっていると。

そうではなくて、ここまで技術が進んできたら、人が環境に合わせるのではなくて、環境が人に合わせるような社会や都市にしていくべきだろうということが理想であります。そうすると人の希望をコンピューターがデータを使って先回りに実現していく。

左側にありますけれども、看板の例で、生成AIで作らせていただいた漫画ですけれども、看板があって、ハードウェアの立て看板でやってあると、日本語で書いたらもう日本語のままです。これが外国人の方には何だか分からないと。これがデータを使ったデジタル看板であれば、右にありますように、その人の何語かという情報によって、データによって、表示を変えることはダイナミックにできますし、今のサイネージというのはこのような感じでできていると思いますけれども、看板なんかもハードウェアで作るのとデータを使ってデジタルでやるのとは大きな違いがあります。

この下の場合、段があって車椅子で行こうといったときに、左側は一生懸命段を人間で持ち上げるわけですが、本当は右のほうに20メートル行けば実はスロープがありますというような情報がある。けれども、見えないと。そのような場合、上の表示と似ていますけれども、右のほうに行くとスロープがあるのでですよというような情報を車椅子の方にはしっかり出すと。普通に歩ける方にとっては、ここの段を上がれる方にとっては、ここに行くとは一番近いのでそこを通ってくださいと。そういった案内を人によって変えることで、環境が人に合わせるといったようなことも大分実現できるというようなことを考えているわけです。

そうすることによって、今まで、市民サービスや住民サービスというのは、市民や住民という十把一絡げ、市民という集団がいて、住民という集団がいて、その集団に対して一様のサービスをできるだけ高水準にしておこうというのがこれまでだったと思いますけれども、そうではなくて、これからは一人一人の人間が中心であると。サービスの対象は、そういう十把一絡げの特異性を持った集団ではなくて、人間個人であると。だから、街が一人一人に合わせると。そのためにはどうしても個人のデータが必要と。これがないと、合わせる対象が何だか分からないわけです。合わせる対象が何だか分からなかったら合わせることはできませんので、こういうところで個人情報の利活用というのは極めて重要な意義を持っていると思っております。

そういう具体的な例が既にございます。これはこの後、千葉市のほうで例があると。先ほど資料を見ていたらありましたので、プッシュ型行政で行政制度がどのようなになっているというようなことがきちんとレジストリになって、例えばオープンデータになって、それに今の例えばAIのようなLLM（※4）、エージェントのようなものがくつつくと、例えば、

何かライフイベントがある、このライフイベントは個人情報になりますけれども、これがあれば、そのライフイベントに合わせて、どういう行政の支援があるのか、どういう制度、どういう手続をしなければいけないのかということをプッシュしてくれるようなことができるようになります。

今まで、行政、自治体などは申請主義でして、サービスを受ける住民の側から申請をして初めて全てのプロセスがキックされて動いていくというものを、根本的に変えるような大きな変更というか、進展ができると考えています。例えば、私もありましたけれども、ここ数年、私は親がたくさん亡くなりまして、最初亡くなってみると何をしたらいいか全然分からないのです。人が死んだら何をすると学校でも教えてくれませんでしたし、どうやったらお葬式ができるのかというのは学校でも大学でも教えてくれなかったもので、どうしようというのでいろいろありましたけれども、人が亡くなったということがあったら、こういう手続が必要ですよ。ないしは、こういう補助金がありますといったようなことがちゃんと来る。別に今のネガティブなほうだけではなくて、人が生まれました、結婚しました、引っ越しました、そういうイベントがあったらみんな手続が必要です。そのようなものにはどんなものがあるのか。お役所の方に聞いても、自分の課のことは分かるのですけれども他の課のことは分からないので、役所全体で、県庁全体、市役所全体で、生まれた方に何があるのか、全部知っている方は普通いないのです。このようなものがあると、かなりサービスの質を上げられるのではないかなと。こうしたところにも使えます。

また、これは私の研究室のほうでやって、実用化して、まさにイノベーションになって、イノベーション大賞も頂いたのですけれども、電力メーターのデータ、これも経産省のほうで規制緩和していただけたので、電力検診以外にも使っていいということになったので、それを使って、電力メーターのデータでお年寄りの方、特に独り暮らしの方のフレイルを自動的に検知して対策を施すということ、これも個人情報を使ってできるようになったというようなことで、こういうことを目指しているわけです。

ここまでの、こうしたことのモチベーションなのですけれども、具体的にということでは、まず一つは技術のほうで申し上げたいと思います。データスペース、これは、データを活用するということを単にオープンにするとかいうことではなくて、しっかりとその中で、これはガバナンスを実現するためのシステムと思っていただけると良いと思いますけれども、データ主権という考え方がヨーロッパのほうで非常に強くございます。データというのは、所有権があるかないかというのが難しいので、データの所有者という言い方がなかなかしづらいのです。そうするとややこしい言い方になって、データソースみたいな言い方になってしまうのですが、データを生成したい人であったりとか、そのデータの対象になったような、ソースになった人が基本的にはそのデータの提供権を持つということをししっかりと実現しましょう。そのためのメカニズムも技術的にしっかりと生成して、しっかりとやっていこうというのがデータスペースという考え方ですけれども、こういうものが出てきています。こういう技術がある程度個人情報のほうに適用したものが、以前から

ある情報銀行であったりとか、パーソナルデータストアというのも、これと非常に類する方式だと思います。

こちらにありますように、そうするとデータを集める必要はなく、恐らくデータの適正利用というところで、制度として適正と言っても、本当に適正に現場で運用されているのかということは国民の中でも非常に大きな直感的な不安の一つだと思いますけれども、さすがに自分の手元があれば、その辺の直感的なところでも安心感もあるだろうということで、自分のデータを自分の手元にしっかり持っているということは非常に重要でございまして、かつ利用するほうはばらばらだと使いにくいので、仮想的に一体になるように見える。ですから、実際のデータはばらばらにそれぞれの人が管理しているのですが、使う側から見ると仮想化の技術によって一体に見えるというようなことで、使う側の考えていることと、データを提供する、ないしはデータを保有している側が考えている価値観をうまく両立させるようなものになっている。そこを仮想化の技術で埋めていこうというものがデータスペースというものでございます。いろいろな定義が国によってあって、若干国によって考えていることは違うところがありますが、ヨーロッパ中心にそのような動きは非常に多くあり、国内の中でもたくさん類する動きがございまして。私も、ここにたくさんロゴがありますけれども、半分ぐらいのところは設立等に関わらせていただいたという経緯がございまして。

日本も交通なんかは非常にたくさんデータがございまして。あと、今年は、いろいろな方々の御支援、御協力をたくさんいただきまして、経団連のほうからも利活用の提言を頂いたりとかがあって、官民連携協議会も立ち上がりまして、今年こういうことはしっかり進めていきたいと思っております。

それだけではなくて、技術的にはいろいろな進展がございまして。広く言うとアルゴリズムエンフォースメントと我々は呼ぶのですが、法制度上やってはいけないことは、そもそもデジタル世界ではできないと。デジタル世界の良いところは、デジタル世界がどういう動作をするということを人間が作ることができるというところではございまして、自然界は神様が作っているんで、物を投げたら放物線ではなくて真っすぐ飛んだほうが良いなと思ってもそんな世界にはできないのですけれども、デジタル世界というのは、物を投げたら真っすぐ飛ぶという世界を作るとは十分できまして、人間がルールを作れば、そのルールに基づいた動きしかしないというシステムを作っていくことですから、やってはいけないことは、そもそもできないと。ブロックチェーンが非常に良い例でございまして、仕組み上、改ざんができないようにアルゴリズム上保障するというようなこともございまして、こういったものを活用して、適正に利用していくということが重要だと思います。

あと、PETsのところは、先ほど手塚先生のほうからも触れていただきましたけれども、秘密計算、特に準同型暗号、暗号したまま演算ができるという、今、専門でやっている自分から見ても神様のような技術なのですけれども、暗号したまま演算ができて、演算した結果を元に戻すとちゃんとデータになっているというのはすごいなと自分でも思いますけ

れども、そういうこともできるようになっているとか、秘密分散、匿名化、差分プライバシー、いろいろなものがございます。

こういうものも進展してくる中で、今まで恐らく法制度を作る上で前提としていた安全性というものが恐らく大きく変わってきておりますので、そこのところはもう一度、こういうふうに安全性に関しては技術において大分変化があるということで、再度検討していただくと。その前提が変わってきたということで、検討していただくといいのかなと思います。

もう一つ、これが私の研究室で一番やっているものなのですが、個人情報を使うときに非常にインパクトがある技術ですが、疑似データという技術がございます。これは何かというと、個人情報というのは非常に慎重に扱わなければならないのは確かですが、言葉を選んでしまうのですけれども、そういう意味だと、変な言い方をすると怒られてしまうのですけれども、ある意味で使う側からすれば使いにくいわけです。ですので、どうするかといったときに、個人情報を一旦モデル化します。例えばAIで学習をして、モデルができます。そのモデルでシミュレーションをします。シミュレーションをして出てきたデータは、元々のデータと全く関係ないプライバシーフリーなデータが出てまいります。ただし、何か計算をしようと思ったら、元の個人データの集合体と同じ結果が出ます。そうすると完全にプライバシーフリーな、ただ、街のシミュレーションをしたいとか、医学上のいろいろな検討をしたいとかいう目的には十分で、そういうことをするときには個人とのひも付けなんかは全く要らないのです。けれども、個人ソースのデータを使わなければいけない。個人ソースのデータを使わなければいけないのだけれども、実は個人とのひも付けは要らないという要求はものすごくありまして、そういうところは疑似データを使うことで十分劇的に改善できるのではないかなというところで、この辺りも世界的に進展がいろいろあるところがございます。

若干時間が来てしまって、実は一番言いたかったのは最後でございまして、僕は大体最後の言いたいところで時間がなくなってしまうのですが、現場で使っている側から見て、我が国の場合、個人情報の利活用に大分使うほうも消極的になっていると思います。これは何でなのかということは、法制度以外の社会の受取りの問題もあるということがまさにこれなのですけれども、僕が本日一番申し上げたかったのがこの33ページの1枚でございまして、法制度の内容に加えて、その運用や社会の受容性も極めて重要だと思っています。例えば民間においては、レギュレーションよりもレピュテーションのほうが重要です。これはなぜかということ、いくら合法でも、お客さんが嫌なものは要らないのです。だって、お客さんが嫌だと言っているのですから。合法だって、嫌なものはやらないと。それは別に個人情報ではなくてもそうだと思うのです。お店に行って、お客さんがこれは嫌だと。テーブルの上がこんなになっていたら嫌だと飲食店で言われたら直すわけです。それと同じです。個人情報、みんなが嫌だと言えば使わないのです。それは当たり前です。だから、社会受容性というのは極めて重要というところがございます。

あと、運用に関しても、私が思うには、個人情報是不確定要素がかなり残存しているところが使いにくくなっているかなと思ってしまして、この辺、下のほうは後で怒られそうな物の言い方なのですけれども、御容赦いただいてカジュアルに言わせていただきますが、まず個人情報の取扱い、扱うほうからすると、やってはいけないことが何なのか具体的によく分からない。企業の中で個人情報とかデータの担当者は、良かれと思ってやったことはいつも怒られる。大体個人情報の専門家からいつも怒られて、いつしかこうやって非難される。だから、もう二度と個人情報の担当はやりたくないというのが企業の中の現実だと思います。

あと、やってはいけない。それは分かるのですけれども、これがどれぐらい悪いことなのかというのが、全然社会的受容性がないと。だから、軽いこととは言えないのです。我々の大学の中で個人情報に関する漏えいの問題とかありますけれども、これは軽いと中で言うともちゃくちゃ怒られるのです。何を言っているんだ、お前と。そうすると、それをやってしまった職員の方はめちゃくちゃ萎縮してしまって、私はそんなに悪いことをしてしまったのかと。もう二度とこの担当は嫌だという話になってしまう。

後ろにこんな絵を作ってみたのですけれども、後で怒られそうですけれども、例えば左側の道路交通法と右側の個人情報保護法は結構似ていると思ってしまして、自動車も個人情報も国民生活を成立させるためにはなくてはならないものだと思います。比較的大きなリスクが交通事故に対してもありますし、個人情報漏えいにもあります。悪用に関してもございます。かつ、ゼロリスクは無理だと思いますということで、左も右も似ている。けれども、歴史が全然違って、左側の道路交通法のほうは、非常に長年かなり成熟されて社会的受容性が国民の間でもある気がするのですが、まだ右側の個人情報保護法のほうは、誰が悪いという意味ではないのですが、国民の間での社会的受容性は歴史が短くて途上なのかなというのがございます。

例えば道路交通法で車に乗って、走っていて黄色線を踏んでしまいましたと。これは道路交通法の違反でしょうと。けれども、黄色線を踏んだからといって、目くじら立てて怒られることはあまりないです。警察に見つかりと違反切符を取られるかもしれませんがけれども、これを国民の側で、黄色線を踏んだというのはどういう意味があるのかというのは大体コンセンサスがあると思います。

ところが、個人情報保護法の場合、メールアドレスを漏らしました。これは軽微なことだよねと言ったら、いろいろな話が出てきていて、人身事故を起こしたようなことを言われると。この辺は相当状況が違うなと思うのです。かつ、それをやったときのパニッシュメントは何が待っているかもよく分からない。逮捕されるのか、個人情報保護委員会の立入検査になるのか、それとも民事で損害賠償になるのか、それともこれぐらいのことは実は90%放っておかれるのか分からない。身近に聞ける人もいない。弁護士に聞けば教えてくれるかもしれませんが、忙しそうだし、高そうだし、気軽かと言われるとなかなか。そうすると国家認定された個人情報の専門家というのはいないのかと思うと、個人

情報保護士みたいなものがあつたらいいなと思って、これはないですよねと言ったらあるそうですので、これはあるというところで、あるのだったらもう少し何とかならないのかなと。あと、自分はどれぐらい意識が高いのか、低いのか、1級なのか、2級なのか、3級なのかもよく分からないということで、こんなことが総合されると、恐らく個人情報ないしはデータの担当者になったときの懲り懲り感というのはすごくあって、もうあの業務はやりたくないというのが企業の中で起こることではないかなと。これは何とかしないといけないのではないかなと、特に私は使う側でもあるので思います。

例えば、先ほどの道路交通で言えば、いろいろなことが整備されていて、若干話に飛躍があつてステレオタイプかもしれませんが、国民の側でかなり不確定要素が少ないような気がするのです。何のあれもなく引用を書いてしまって申し訳ありませんけれども、反則行為と反則金額、こんなに細かく決まっているのです。これだけあれば、何をやったらこうなるということで、これで安心というのも良くないのだけれども、気を付け方がよく分かると。これどころではなくて、もしも事故を起こしたときの過失の割合、交差点でこう進んで、こうなったらこうなったのだよと、それによってどっちが2割、どっちが3割とか、ここまで大体決められているコモンセンスがあり、そして運用されている。このレベルがあるから、危険な自動車がやっとな国民の側でも何とかやっていけるのです。

こういうものが、個人情報保護の観点とか、データの利活用という観点でいったら全然整備されていない。それが悪いという意味ではなくて、きっとまだ歴史が浅いのです。ですので、歴史があるから、こういうことが長年少しずつの積み重ねでここまで来ているのだと思いますけれども、そのようなことの醸成が必要だと思います。

あと、専門家という意味ですと、私は気象のデータも随分やっているのだけれども、そこは気象予報士というものがあって、気象予報士がいないと天気予報を出してはいけませんとか、気象データを公開するのもいろいろなレギュレーションがありますとか、いろいろなものがありますけれども、この専門家というのがかなり意義を持っておりますし、車のほうで言えば、免許が非常に細分化されていて、それによって何を運転できるかという専門家も細かく決められている。個人情報保護士というのもあるということです、こういった制度がせつかくあるのであれば、ある程度うまく回して、保護と利活用を両立できるといいのかなと思います。

データが価値を持つため、この三つの原則というのは、データに価値がもしもあるのであれば、データの価値に基づいて借金できるだろうということで、よく担保適格性がデータにあるのかということを言われるのですが、そうすると担保適格性の中に重要な要件として、権利の安全性や、確実性の原則、すなわち変動しないということがございます。ですから、もしもデータが利活用できるということは、データに価値があるということとほぼ同義ですので、安全性や確実性ということを制度もありながら実現していくことが大事ではないかと思います。

こうしたことを適正に積み重ねていくことが、恐らく情報社会の成熟ということで、まだ情報社会は歴史が浅いということがございますので、道路交通と比べると、まだまだこれから成熟させる場面はたくさんあるのだなと思っております。法制度ということも大事ですけれども、それと同時に社会全体を成熟させて、重要性も適正に高めていくということが大事なかなと思います。

最後は、本日お話しさせていただいたところをまとめさせていただいております。

以上でございます。御清聴ありがとうございました。

(※4) LLM : Large Language Model (大規模言語モデル)

○穴戸会長 越塚会員、ありがとうございました。

大変包括的で、かつ、33ページが一番おっしゃりたかったことだということは、重く受け止めました。ありがとうございました。

それでは、議事3「意見交換」に移りたいと思います。

ただいまの越塚会員のプレゼンテーションを踏まえまして、この後は個人情報を取り扱われる事業者等の方々の取組について、それぞれまず御紹介いただきたいと思います。まずは経済界のお立場にあります関会員、別所会員、村上会員の順でお話を頂ければと思います。大変恐縮ですが、お一方5分程度でお願いいたします。

まず、関会員、お願いいたします。

○関会員 ありがとうございます。

私のほうからは、特に資料なしで口頭だけでコメントをさせていただければと思います。

まず、本懇談会の開催、ありがとうございます。後ほども申し上げますが、ステークホルダー間の意見交換の場をたくさん設けて、それを実質的に活用していくというのが非常に重要だと考えております。個人情報保護委員会におかれては、産業界との本懇談会以外の意見交換もしていただいておりますので、そういう意味では非常に感謝申し上げたいと思います。

新経済連盟は、いろいろな立場の人とコミュニケーションをふだんから行っておりまして、個人情報保護法制について、どういう在り方が良いのかということを研究しているところでございます。これまで、今般の個人情報保護法の見直しの議論におきまして、データの利活用が日本の産業競争力強化のために重要だということを主張させていただいております。また、個人情報の保護と利活用のバランスを取った上でデータの利活用を促進するということも、考え方として非常に重要だと思っております。

制度設計に当たりましては、実務・実態を把握して、民間事業者を含むステークホルダーとの継続的な議論も必要であると思っておりますし、追加的規制を検討するという場面になった場合には、立法事実と規制による効果がどうであるかということの確認が必要であるということを今までも意見として述べてまいりました。

今般の見直しの議論では、かなり多くの重要な論点が含まれていると考えております。特に規制強化につながる論点は、いずれも実務に大きな影響を与えるものでございますの

で、実態把握、影響分析をしっかりと行った上で、慎重な議論をしていただきたいと思いますと考えております。

また、利活用のための見直しについても、事業者が期待する利活用が実際に可能となるのか、具体的にどのような条文案が想定されるのか等によっても、ビジネスへの影響、利活用可能な範囲等は変わってくると思います。引き続き、ステークホルダーとの議論を深めていくことが重要だと思います。単なる参考情報という扱いではなくて、制度運用に密接に関わる実務者の意見としてぜひ受け止めていただきたいと思います。

それに関連して、どうしても役所側はデータ保護について保守的な考え方に行ってしまうのではないかと感じておりまして、そうすると真面目な事業者であるほど萎縮あるいは利活用を思いとどまるというような方向になってしまうと思います。先ほどの越塚会員の説明にもございましたけれども、利活用も含めて、やって良いことと悪いことの考え方をきちんと示すということも必要だろうと思いますし、保護だけに偏ることなく、利活用ということもぜひ検討していただきたいと思います。

最後になりますが、政府全体のデータ戦略において、個人情報保護をどのように位置付けるかということが重要であると考えておりまして、政府全体のデータ戦略やデータ利活用のための制度設計の在り方に関する議論も踏まえまして、個人情報保護とデータ利活用促進との一体的な検討がなされることを期待しております。

以上でございます。ありがとうございます。

○宍戸会長 関会員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、別所会員、お願いいたします。

○別所会員 それでは、私のほうから、お手元に配付しております資料に基づきまして御説明させていただきたいと思います。

頂いた議題が「事業者等の自主的取組とそれへのインセンティブ」ということですので、IT連からは二つの事例についてお話をさせていただきたいと思っています。

お話しさせていただく二つの事例なのですが、冒頭にお断りしておきますけれども、これらの事例はBefore LLMだと考えております。LLMの登場によって相当ビジネスの在り方は変わってきますし、データの取扱いも変わってくるということです。今までの取組というのは、LLMの時代をあまり想定していないでやってきた取組だと思いますので、この辺りの取組を含めて、今後急速にパラダイムシフトが起きてくるのではないかなと考えておりますので、そういう前提でお聞きいただければと思っています。

一つ目が情報銀行の認定制度という取組になります。なぜ企業が情報銀行というものに取り組みたいのかということですが、もちろんビジネス的なインセンティブをどういうふうに捉えていただくかということにあると思っています。基本的に企業側としては、データの利活用を何のためにしたいのかというと、お客様の生活をより豊かにするためにデータを使わせていただきたいと思いますと考えているということです。企業がやっている、利潤の追求ではないかというふうに、そこしか見ていただけないという悲しい現実がある

わけですけれども、ゴーイング・コンサーンの存在としての企業としては、どこかで利潤を上げていかなければ、継続性がないというのは事実です。

でも、会社の設立目的というのは、どこの会社もそうですけれども、企業ミッションがあって、ビジョンがあって、それを実現するために存在しています。多くの企業のミッションというのは、そのサービス・製品を通じて、その企業が皆様の生活に最大の価値を与えていくというようなことを考えているということです。データの利用もそのうちの一部として行われていくと考えております。ですので、個人情報も含めてですけれども、個人の利益や権利の拡大を図るためにデータの利活用をさせていただきたいと。場合によっては、逆に個人を保護するためにデータの利活用をさせていただきたいということが企業の基本的な考え方ですし、根本的なインセンティブの底辺にあるものであります。

この情報銀行ですけれども、3 ページ目を御覧いただきますと、あまり芳しい動きをできておりませんというのが実態になっております。情報銀行という制度を作って、包括的同意を基にデータをお預かりして、様々な形で個人情報を利用して、その便益とか利益を個人の方に戻していくというのが基本的な発想にあります。この情報銀行の認定制度のコアの一つにあるものは、実は認定される情報銀行の中にデータ倫理審査委員会を作ってほしいというのがあります。各企業がデータ倫理に関する審査委員会を外部の第三者を含めて持つという絵姿が将来あるべき、という考え方に基づいて、認定制度というのを作っております。ただ、残念ながらコロナの影響もあって、実際のビジネスが進まなかった時代もあるのですけれども、それだけではなくて、認定制度そのものが重過ぎたのではないかなということは、今、反省をしているところでございます。

現状は、新しい領域、特に医療とか、健康とか、あと終活、お亡くなりになった後のデータの取扱いとかいうようなものを含めて、ピボットというのですかね、焦点を移して、情報銀行の可能性を探っている段階になっております。

認定の基準のほうは、認定基準の参考にするために総務省のほうで作られている委員会での検討を基に、そちらで発表されているものに沿って作っているということです。単純に認定をIT団体連盟だけが行うというのではなくて、外側に第三者の監査諮問委員会も作っていただいて、その構造そのものが適切かどうかを監視していただくというようなスキームも持っております。かなり重めだと思っています。

こういう取組を始めた当時、データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議のサイドイベントで、個人情報保護委員会から御協力と言いますか御推薦も頂いて、少しこういうものを国際的に発表させていただく機会を得たということもありますけれども、現状、先ほど言ったような状態になっております。

反省しているところは、実は社会実装とルールとの関係をちょっと見誤ったかなというのが、私の個人的な見解ですけれどもあります。社会実装が進む前に、ルールのほうを先行して頭の中で組み立てたものが、結局社会に受け入れられなかった部分があるかなと思っていまして、今ピボットしたいと考えているのは、社会実装をできるだけ先行させるよ

うな形でルールメイキングを後ろからつけていくような形の仕組みを模索したいと考えているところです。

まだ可能性はあると思っていますし、情報銀行という考え方が継承されないとしても、先ほど言いましたように、データ倫理審査委員会というようなものを各企業が持つというようなスキームは非常に重要だと思っていますので、そのような出口を模索していくことができると考えております。

もう一つがデータの適正消去実行証明書発行の仕組みです。略称でADECと呼んでおります。

これは直接個人情報だけではないのですけれども、個人情報格納されているPC、日本中にたくさん存在しているわけですが、そういうものがかなりの数、廃棄されています。7ページに図が描いてありますけれども、PCの廃棄数が年間約300万台あります。ここのPCの中に格納されているデータがきちんと消去されていないと、個人情報の漏えいとかが起きる可能性があるということで、2019年に某自治体で発生した情報漏えいの事件とかもあります。こういうものに関して言うと、実は廃棄を依頼した会社が自己証明を出したのですけれども、自社による証明が空振りに終わったという例で、自己による消去証明ではなくて、第三者による消去証明をきちんと出したいというようなことで、業界団体として取り組んでいるというものになります。

こちらのほうに関するインセンティブというのは、直接的な各社のビジネスインセンティブというよりも、データ市場の適正性の確保とか信頼性の確保、中古PCのマーケットの適正性の確保といったような、社会的な基盤をきちんと作っていくということに企業としての社会的な責任があるのではないかと考えているものですので、企業の社会的な責任感がインセンティブになっていると考えていただければと思います。

先ほど言いましたように、この二つはBefore LLMです。特にデータ消去のところですが、クラウドに上がっていく、あとは特にLLMの中に取り込まれてしまっているデータというのは、このようなスキームでの消去証明ができるわけではないので、そういった時代にどういう形に取り組んでいくのかということは、これから残される宿題と考えております。

以上になります。ありがとうございました。

○宍戸会長 ありがとうございました。

それでは、村上会員、お願いいたします。

○村上会員 経団連、村上でございます。

本日、私は経団連の立場といたしまして、個人情報保護政策に関して、事業者から見た自主的な取組とインセンティブについてお話をさせていただければと思います。

資料のほう1枚にまとめてございますので、そちらをお手元で御覧いただきながらお聞きくださればと思います。

まず経団連といたしましては、今回の個人情報保護法を見直すところで、ぜひ利活用を

起点として再設計していただきたいと考えています。特に個人情報、利活用していくに当たって、企業一つ一つの中での活用にとどまらず、企業間の活用が非常に重要になってくると考えております。個人情報保護法が非常に厳しいものになってしまいますと、企業間での利用が制限されてしまうとと考えております。そのため、ぜひ企業間での利活用を見越した再設計を考えていただきたいと考えております。

資料では、現状の個人情報保護法の課題と書かせていただきましたけれども、利用の視点、事業者の視点での課題というものを挙げさせていただいています。

まず規制が保護ありきになってしまっています。保護が大事なのは当然ですが、保護のところだけを語っているものになってしまっていて、利活用の視点が不足しているのではないかと事業者側から感じられます。

特に、二つ目の課題に書かせていただいている規制対応が、企業としては一丁目一番地になりがちです。企業の中でのデータに対する扱いが、個人情報保護法制に対応するためのもものだけになってしまうと、前向きなものにならずに、企業のモチベーションの維持が非常に難しくなります。そのため、規制に対応していると企業にとって利益がある、それを通じて社会にとって利益があるという形にぜひ持っていきたいという課題を挙げさせていただいています。

そして三つ目です。今、当然インターネットもそうですし、AIの時代で、国のボーダーというのが非常に薄れてきています。ビジネスも日本国内にとどまらず、海外へ展開される事業者も多くございます。このような背景で国際調和が非常に重要になってきています。国際調和の観点も再設計の際にはぜひ考慮に入れていただきたいと感じています。

次に、再設計に向けた提言でございます。今までの議論でも何回も出てきておりますガバナンスについてです。私も事業会社でチーフデータオフィサーをしておりますけれども、データのガバナンスは現場に管理・運用が任されており、データも現場にあります。しかし、現場は、データを守ること、あるいはデータを活用することが本業ではなく、ビジネスをしていくことが本業です。そのため、データガバナンスがどうしてもおざなりになってしまいます。そこで、国としての指針で、何をすればガバナンスにつながるのかということ、何を明確にすることによって、本業をしながらしっかりとガバナンスをしていくことが良いことであることを伝えていくことが必要です。そうすることで、利活用しやすい環境に自然になっていくということにつなげていければと思います。

皆さん、机の整理整頓がされていると仕事がしやすいわけです。しかし、なぜかデータの整理整頓をして仕事をしやすくしようということを考える方はあまりいらっしゃらないのです。整理整頓をすることでデータを使いやすくなり、さらにはデータの品質も向上する、そういったところをぜひ目指していただいて、結果的に利活用を加速していけるような、保護と活用をセットで考えるルール作りというものをしていければと提言させていただければと思います。

特に利活用の視点、先ほども申し上げましたけれども、社内活用も重要です。今、AI

の時代、データの品質がAIの品質に直結しております。そして意思決定の高度化にもこのデータを使います。さらには、会社間の活用ということで、業界連携、そして社会課題の解決へとつながっていくと考えております。

また、先ほども越塚会員のお話にありましたように、リスクをゼロにすることはできません。リスクをゼロにすることを目的にするのではなくて、漏えいが発生したときに、その重大さをいかに迅速に把握できるか、そしていかに早く回復できるか、そこを含めた制度設計をしておく。安全というのがリスク管理であり、そして安全と安心というのは違います。先ほどおっしゃっていたレピュテーションもそうなのですけれども、安全対策を講じるだけでは、皆さんが安心にはつながらないわけです。そういった安心というのは、何か起こったときにこういう対応ができますよということを周知徹底することで安心が得られると思います。

最後は、GDPR（※5）等、海外でのデータの規制というのは多くございますけれども、そういったものと国際的な調和を考慮していく。そして、セクター別・インダストリー別のベストプラクティスというものも積極的に共有していき、最終的には、これをやっていけばいいということではなくて、これをやっている会社とは安心して付き合えるといったような認証制度の検討もぜひ視野に入れていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

（※5）GDPR：General Data Protection Regulation（EU一般データ保護規則）

○宍戸会長 ありがとうございます。

今、経済界を代表してお三方からお話を伺ったところでございますが、個人情報等を取り扱う主体としては、行政機関、地方公共団体も含まれるところでございます。そこで本日は、千葉市長の神谷会員から、地方公共団体における取組について御紹介いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○神谷会員 千葉市長の神谷でございます。

本日は、千葉市における個人情報等のデータ利活用の取組事例と、個人情報保護に関する自主的取組などについて御説明をさせていただきます。

資料は、10ページほどのパワーポイントの資料と、本日御案内しますお知らせサービスのチラシがありますので、両方を御覧いただきながらお願いしたいのですが、まず表紙をめくって1ページを御覧いただきたいのですが、私どものほうでは令和3年1月から「あなたが使える制度お知らせサービス」という事業を実施しておりまして、年齢、性別、世帯構成、所得状況などの住民情報を活用して、制度の受給対象となる可能性のある方にLINEやメールで申請時期をお知らせするプッシュ型のサービスでございます。導入した当初は全国で初めての取組だったのですが、26の制度を対象としてスタートしましたけれども、チラシの裏面に書いてありますように、そこには31の制度がありますが、今年、高齢者の带状ほうしんワクチンですとか新型コロナの予防接種などを加えまして、今、34の制度を対象としております。利用の登録者は1万人を超えている状況です。

2 ページを見ていただきたいのですけれども、これまでもホームページや広報紙など様々な媒体を使って情報発信はしてきたのですが、自分自身が対象となる制度にどのようなものがあるのか、申請時期がいつなのかについては、御自身で調べていただく必要がありました。仕事や子育てでなかなか時間が取れなかったり、申請時期を逃してしまったりという方もいたと思うのですけれども、氏名、住所、電話番号等を登録いただくことで、自分が対象になる可能性のある制度についてお知らせが届くということで、受給漏れの防止につながるという点で、市民サービスの向上に資するものと考えております。

飛んで8 ページを御覧いただきたいのですが、具体的にどのようなお知らせが来るかですけれども、水ぼうそうの予防接種に関してLINEでお知らせしたときの実例なのですが、翌月に接種可能月となるこどもがいる世帯にお知らせが届くというもので、これを見て、予診票などを記入いただいて、日程を組んでいただけることにつながるのではないかと思っております。

4 ページに戻っていただきたいのですけれども、セキュリティ面なのですが、国のガイドラインなども踏まえまして、登録番号を発行して、これをLINEアカウント、またメール配信サービスにひも付けてお知らせをする仕組みとさせていただいております、LINEやメール上では個人情報取り扱い扱われることはないという形での運用にしております。

5 ページ以降が登録ですとか申込み、要するにお知らせ対象の制度を選ぶ画面になっておりますので、参考までに御覧をいただきたいと思います。

受給漏れの改善の効果はあるのかないのかということなのですが、導入が令和3年度からで、今まで運用しておりますけれども、新型コロナの対策の時期と重なっております、なかなか効果測定は難しいのですが、令和3年度末と令和4年度末の状況を比較したところ、当初の26の制度の中では11の制度で受給率が向上をしております。

また、所管課からの聞き取りになりますが、胃がんのリスク検査の制度について通知した直後、問合せ件数が増えたということがありましたし、また、こどもの予防接種につきまして、一度に予診票をまとめて送っており、接種時期は御自身で確認していただく必要がありますけれども、接種時期が近づきますと「お知らせサービス」から通知が届くことになっていきますので、忘れずに予約ができたという声も頂いており、一定程度の効果はあると思っております。

以上がお知らせサービスになりますけれども、そのほか個人情報保護法の制度に基づきまして、匿名加工情報提供制度で、例えば事業者の方から介護保険のケアプラン作成支援に関するAIシステムの開発のために介護の認定・給付に関する情報を提供した事例ですとか、大学との共同研究におきまして、匿名化した上で医療・介護に関する情報を提供した事例もございます。

個人情報の利活用については以上ですけれども、個人情報保護に関する自主的取組について、千葉市の取組を御紹介させていただきたいと思います。ここからは資料がありませ

るので口頭とさせていただきます。

個人情報保護法の安全管理措置に関する規定を受けまして、国のガイドラインですとか事務対応ガイドの規定を踏まえまして、私どもの指針を定めております。これは多くの自治体でやっていることで、特段珍しいことではないと思いますが、各課の課長を個人情報保護責任者、局長を各局の個人情報保護管理者、制度を所管する総務局の局長を総括個人情報保護管理者と位置づけておりまして、全庁的な対応を行っております。

残念ながら個人情報の漏えい案件は発生してしまうのですけれども、個人情報の漏えいが発生した場合の対応については全庁的に対応する、そういった体制を取らせていただいております。

それから、職員の人材育成と教育研修ですけれども、新規採用職員の研修に個人情報保護に関する科目を設けまして、個人情報保護法など基本的なルールについて学ばせております。

また、毎年、全職員を対象に情報セキュリティ研修をeラーニングで行っていますけれども、今年度から個人情報保護委員会のホームページで公開されている動画を職員が自由な時間に受講できるeラーニングの研修教材として活用させていただいておりまして、受講を推奨しております。

また、個人情報の漏えい等については、実際に漏えいしてしまった事例を知ることが最も効果があるのではないかと考えておりますので、定期的に庁内の掲示板などで事例の共有をさせていただいておりまして、部署をまたぐとなかなか共有できませんので、全庁的な対応をさせていただいております。

あと、外部にメールを送るときに、BCCでの送信をせずに、宛先に複数のアドレスを入れてしまっていることもかつては起きていたのですが、システム上それができない設定をして、対応させていただいております。

それから、自治体としては、情報漏えいで個人情報の適正な取扱いができないと市民から疑念を持たれてしまいますと、もうやることなすことおかしいのではないかなというような話になってまいりますので、活用と保護のバランスは大事なのですが、適正な取扱いについては継続強化、人事異動があったとしても、どの職員がどの部署で勤務したとしても一定の取扱いができるような体制は継続していかなければならないと考えています。

最後に、「事業者等の自主的取組とそれへのインセンティブ」という今回の議題に対してなのですが、自治体の立場から言いますと、インセンティブによって自主的な取組への姿勢が変わるという対応はなかなか難しいのではないかと考えておりますので、自治体としては、例えばやってはいけないこと、ミス事例ですとか、取るべき必要な措置を具体的にお示しいただくことで、保護の面で自主的な取組の厚みが出てくるのではないかなと思います。

それから、事業者の方々との関係では、この前の準備会合でも消費者との信頼関係の醸成に関する仕組みというものが重要という認識はあるけれども、一方でそれはコストがか

かることなのでなかなか前向きに取り組めないという御意見ですとか、事業者の取組を制度として後押しできるものがあつたほうがいいのではないかという意見があつたと思います。個人情報の処理も含めて、我々も事業者の方をお願いします、委託をすることが増えてきておりますけれども、しっかりした取組をしていただいている事業者が対外的に分かるようにしていただきますと、今もあるとは思いますが、さらに踏み込んだ制度にさせていただきますと、仮に委託先で漏えいがあつたとしても、そういう事業者を選んでいるという説明ができますし、委託先で漏えいするとなると、個人情報の取扱いで新しい行政サービスをするのはやめて、今のままでいいではないかというようなリスク回避的な対応にどうしてもなってしまうので、そういった観点で民間事業者の取組を後押しするような制度というのは、自治体が新しい行政サービスを行う面でも重要ではないかと思います。

また、教育関係では今、GIGAスクール構想などが進んでおりまして、デジタル教科書ですとか、いろいろな生成AIのアプリを使った英会話の勉強などもできるようになっておりますけれども、学校外でそういうことをやろうとした際に、教育委員会は何かあつたらどうするのかということで非常に保守的な対応をするのですが、民間事業者のサービスを取り入れながら、学校現場も今、学びの機会といいますか、質を上げているのですけれども、そういったことが抑制的にならないように、自治体としても民間企業の自主的な取組が評価されて、こちらが委託しやすいような環境を作っていただけるような制度設計にさせていただけるとありがたいと思っております。

私からは以上でございます。

○穴戸会長 神谷会員、貴重な御指摘ありがとうございます。

また、当委員会の動画を研修教材として利用していただいて、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、ほかの会員の皆様からも本日の議題に関する御意見などがございましたら、挙手の上、御発言をお願いしたいと思います。オンライン参加で御発言される方につきましては、チャット機能でお知らせいただきたいと思います。

なお、時間が押しております関係で、大変申し訳ございませんが、お一方3分でお願いをしたいと思います。それでは、いかがでございましょうか。

岡田会員、お願いします。

○岡田会員 岡田でございます。

私からは、本日のテーマに関連して、特にインセンティブについて何点か論点提起させていただきます。

インセンティブには、御案内のとおりポジティブインセンティブとネガティブインセンティブがありますが、特に個人情報保護法の形式的な規律を遵守するだけでなく、プラスアルファとしてどう自主的な取組を推進していくかというポジティブインセンティブを中心に話しさせていただきたいと思っています。

私は、弁護士として様々な企業のプライバシーガバナンスをサポートさせていただくと

きに、どういうところにインセンティブを感じていただくのか、すごく悩むところがあります。抽象的には、これにより企業価値が向上すると言われることもありますけれども、なかなか企業側で具体的な実感が乏しいというところもあります。そういう意味では、実態としては、むしろ炎上を防止したいとか、そういう消極的な理由が本心としては結構モチベーションになっている側面もあります。

そこは、先ほどの越塚会員からの発表にも関連しますが、プライバシーには様々な未確定要素があり、多義的・多面的な概念ですので、現場レベルの具体的な業務に適切に落とし込むのは容易でないという事情も背景にあるのかなと思っております。

その中で、どういうインセンティブ設計があるのかということについて、具体的に幾つか論点提起させていただきたいのですけれども、一つはそのような行動を採ることに明確なメリットを感じられるということが重要なインセンティブになってくるのかなと思います。この点について、関連して4点ほどお話ししたいのですが、まず1点目は、先ほど情報銀行などのお話もありましたけれども、第三者の認定や認証といった制度は、うまく活用できるのであればすごく有効なメカニズムになり得る一方で、そこにどういう明確なメリットを見いだすのかというのが普及の課題になってくるのかなと思います。

例えば、プライバシーマークについて言うと、一つのインセンティブとしては、官公庁の入札要件を満たすために必要であるといった点も動機の一つになっていると聞きます。ただ、そういったインセンティブも重要である一方で、プライバシーマーク取得企業に対して広く社会的信頼が醸成されているかといえ、過去のプライバシーマーク取得企業のインシデントを見ていると、まだ形式偏重から脱却できていないのではないかなと思うこともあり、正直課題もあるのかなとも感じています。いずれにせよ、明確なメリットという観点はインセンティブになるのかなと思っています。

2点目として、現行の個人情報保護法の要件には曖昧なところがたくさんあると思っています。そういった論点について、具体的な適用に関するお墨付きを頂けるような制度なり運用なりというのがもう少しあると、そこも一つインセンティブになってくるのかなと思います。匿名加工情報制度が当初期待されていたほど活用されていないというの、もともと制度自体がお墨付きを与えるという趣旨ではなかったのではやむを得ませんが、匿名化などの論点も含めて、当てはめの難しい分野でお墨付きを頂けるような制度設計があれば、活用のインセンティブとなり得ます。他にも、様々な論点について、制度を変えなくても、運用レベルでも企業の悩みにもう少し建設的に寄り添っていただけるような回答を個人情報保護委員会から頂けると良いと思います。今は正直クライアントが悩んでいるときに、個人情報保護委員会に聞けばいいのですよ、となかなか弁護士として言い出しにくいところもあって、確実にセーフな場面であれば別ですが、グレーなところはなかなか具体的なヒントが得られないという状況が、当然ではありますが、あるのです。そういった場面で、明確な答えはなくても、こういうことをやればプラス要素として加点されますよみたいなアイデア出しも含め、もう少し寄り添った運用をしていただけると、ベストプラ

クティスを追求するための一つのインセンティブになるのかなと思います。

3点目として、現行の個人情報保護法は、以前に比べると手続的規律だけでなく実体的、プリンシプルベースの規律も増えてきていますけれども、その中で具体的にどういうところを実務に落とし込んで、どういう取組をするとプラスの加点要素になるのかというところを、ガイドライン等の記載も含めて具体的にもっとアイデアを出して明確に示していただけると、そのような要素を実装しようというインセンティブになるのではないかなと思います。

最後に4点目として、これはちょっとネガティブなインセンティブに関連するのですが、課徴金導入をめぐるいろいろな方向の議論はありますが、仮に課徴金を導入することになるのだとすれば、もう少しこういう行動を採っていれば減額要素になるのだといった観点も含めたインセンティブ制度設計があってもいいのではないかと個人的には思っているところでございます。

以上のほかに、もう1点、別の話として、市場メカニズム的なところについても少しお話ししたいと思います。やはりインセンティブという意味では、市民や個人のトラストを得ていくというところは非常に重要なのですが、現状では結局のところ個人も短期的に利便性の高いサービスをどうしても使ってしまうがちなところもあるので、より個人の権利・利益を尊重したサービスが利用されやすくするための環境整備として、競争市場原理をどううまく働かせるかということも課題になってくるのかなと思います。そういう意味では、データポータビリティ(※6)を含めて、ロックインを防ぐような仕組みをどのように整え、そこからインセンティブを引き出していくのかということも課題になってくるかなと思います。

個人的には、EUのようなデータポータビリティを直ちに分野横断的に広く導入するということについては若干慎重な意見なので、悩ましいところはあるのですが、アイデアとしてはあり得るかなということで、議論のそ上に載せさせていただいた次第です。

すみません。長くなってしまいました。以上です。

(※6) データポータビリティ:GDPRでは、データポータビリティの権利を、①事業者等に自ら提供した個人データを本人が再利用しやすい形式で受け取る権利、②技術的に実行可能な場合には別の事業者等に対して直接個人データを移行させる権利としている。

○宍戸会長 ありがとうございました。

それでは、今村会員から御発言を頂けるのかな。お願いしてよろしいですか。

○今村会員 手は挙げていなかったのですが、発言させていただきます。

私、前回参加できなかったのですが、今お話しになったような制度に対する提案とは程遠い、私から見えている今回のテーマについて、見えている範囲でお話しさせていただきたいと思います。

私は、こどもの支援をするNPOをずっと25年経営してきたのですが、データをどう活用するかという議論を制度や仕組みの視点で語ることが多い中で、今回の越塚会員の

プレゼンテーションも大変興味深くて、本当に可能性を感じる論点を提示していただいて、ありがたく思いながら参加させていただきました。

私がいる領域で言うと、今、こどもの不登校が大変増えているということは周知のとおりかと思うのですが、ここ近年、5万人ずつ全国的にも増えているのですが、実は増えているのは30日以上欠席のこどもだけではなくて、病気による長期欠席という扱いになっている子も増えています。これもコロナ前は6万人ぐらいだったのですが、コロナ禍を境に9万人を超えて、去年は10万5,000人になっていて、これは不登校という扱いではない、病気による欠席という謎の扱いになっているのですが、そんなにこどもの病気が増えているのでしょうかというところは不思議に思っているところですが、そうした感じになっています。

一度不登校になると、本当に適切な支援が届かないと、長期にわたるひきこもりになるスタート地点に立つようなものなので、これはこどもに教育が届かないという点以上に、支援がきちんと届いて、その子が自立していけるように、学校と福祉がきちんと連携していく必要があるのですが、ここの情報の行政間での連携がなかなかされなかったり、また要保護児童対策地域協議会案件になるほどでもない不登校は、やる気がないとか不安傾向が強いぐらいの扱いに学校がしている場合、そこに対して福祉のチームのアプローチが起きなかったりします。

また、私のような民間のNPOに対して、そういった情報を渡していただけるということは、よほど行政協定が結ばれていない限り、あり得ないのですが、私たちのような勝手に寄附を集めてゲリラ戦で支援を行う団体にとって最も欲しいのは、本当に支援が必要な子のところにきちんと支援を届けていくということなのですが、どうせ行政だけでできないのであれば、そういった情報を私たちのほうでも受け取って、こちらからアウトリーチしていくことで、学校などにその情報を届けていくということも、できている事例もあるのですが、なかなかその連携は難しいと思っています。

ですので、そのときに行政のほうと、たとえ委託業務にならなくても、0円協定でもいいから情報を共有して、NPOとして動きたいということをお伝えすることもあるのですが、行政側に前例がないから、これはやっていいのかという先ほどの越塚会員のプレゼンテーションの中であったまさに萎縮が起きていて、何が軽微な情報なのかとかいうことの判断軸もないので、なかなかその協業は進まないまま、NPO法ができて27年たとうとしています。

その中で、データの利活用というのは、社会データの効率化とか産業振興のためだけではなくて、そういった支援、声を自分で上げることができない人たちにこそ、支援する人たちがアウトリーチするための情報という意味でもとても重要な観点なので、困難を背負っているこどもたちや家庭は手を挙げづらいという意味でも、もっと進化する利活用の仕方が進んでいくことを大変希望しております。

私からは以上です。

○宍戸会長 今村さん、すみません、勝手に指名してしまいましたけれども、非常に貴重な御指摘を頂きありがとうございました。助かりました。

先ほど申し上げましたが、一人3分程度でお願いしたいと思いますが、さらに御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

まず高橋会員、その後、小林会員、河村会員でお願いしたいと思います。

○高橋会員 高橋克巳です。

越塚会員のほうから、技術の話ありがとうございました。技術のコメントをさせていただきたいと思います。

個人情報保護の文脈で、現在まで技術として議論されたポイントは大きく二つあると思っています。一つは安全管理、もう一つは個人識別性です。

一つ目の安全管理は、暗号、認証、サイバーセキュリティといった広い意味でのアクセス制限が中心としてある概念でした。本日御紹介があったデータスペースは、アクセス制限関連の方法が整理整頓されたもので、さらにその上に契約管理や双方向利用が強化されたという御説明があったと思います。

二つ目の個人識別性の問題ですが、これは個人情報がデータベースになることで露呈したものだ認識しています。それに対して、仮名化、匿名化あるいは統計作成ということが主に議論されてきました。これがAI時代になって、個人識別性の再整理や見直しが必要となってきたところでは。

PETsは、個人識別性に大きく関わるもので、個人識別性をいろいろいじれるところに特徴があると思います。これは事業者目線で見ると、データ処理をいろいろ工夫できるというポジティブな点があります。いじってどうしたいかというと、データ最小化という概念につながっていくと、私は考えています。匿名加工、仮名加工とか、事業者が取り得る工夫の形式化が整理されたと思っており、これが加点要素にもなっていると思います。しかし、なかなか工夫してどうのという感じになっていなくて、やはり同意ですかねみたいな感じになっているのが残念な点です。

それから、御紹介のあった疑似データ、合成データ等でありますけれども、統計と合わせて、こういった工夫についてのリスクに関する環境整備が必要であると考えています。

あと、同じく紹介のあったアルゴリズムエンフォースメントの話ですけれども、これは利用目的に関わる問題だと思います。これが最後の本丸だと思うのですが、これは非常に長くなるので、本日はこれで以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

それでは、小林会員、お願いします。

○小林会員 ありがとうございます。

冒頭、手塚委員長から、ソウルで開かれたGPAに参加されたということなのですが、私も火曜、水曜と参加してきました。以前はGPA、“Global Privacy Assembly”ではなく、データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議と呼ばれたもので、これに初めて参加

したのが2012年のウルグアイのときです。そのときはGDPRの素案が1月に発表されて、今後、世界中で包括的な個人情報保護法が広まっていくぞという中で開かれたので、そういうふうになるのだなというのを肌で感じたものです。今回行ってどうだったかというと、コロナ後に行ったのは初めてなのですが、AI一色でした。先ほど越塚会員もおっしゃった先回りする社会というのは、恐らくAIエージェントやエージェンティックAIと言われるようなものを想定された仕組みが背後にあるのだと思うのですが、そのリスクは何かというのを議論しつつ、全体のトーンとしては、このAIによるイノベーションを何とか社会に還元していこう、そのためにパーソナルデータをどう使ったらいいのだというところに議論が集中していたと思います。

その文脈の一つのソリューションとして、PETs、特に合成データ、疑似データとも言われていましたけれども、こちらに対する期待は大きい一方、問題はこれが本当に匿名なのか、それとも仮名なのかというのは非常に議論があるところで、かつて匿名加工情報で議論した内容と同じような大変難しい問題が入ってきてしまいます。そういう中であって、AI学習の世界でも個人情報保護の原則、岡田会員がおっしゃっていたプリンシプルベースというものについては依然として有効で、目的の限定で言うと透明性であったり、データ最小化ということであれば仮名化というものをもっと使おうという、そういう議論がしっかりされていたと思います。

こういった技術を適用するに当たり、技術単体はよろしいのですが、使うときに誰が使うのか、どういう仕組みや組織で使うのかというところが重要で、これがガバナンスや事業者の自主的な取組につながってくるところだと理解しております。

最後に、CPO（※7）とかプライバシーの責任者が様々に設置されているのですが、先日のGPAでの情報によると、その80%はAIの任務も兼ねているということで、個人情報担当者、その責任者というのは、AIについても大変重要なミッションを負っているということでした。こういったお話を皆さんと深めていけたらと思います。

以上です。

（※7）CPO：Chief Privacy Officer（最高プライバシー責任者）

○宍戸会長　ありがとうございました。

それでは、河村会員、お願いします。

○河村会員　主婦連合会、河村でございます。

本日、第1回ということで、越塚会員のお話を大変興味深く聞かせていただきました。1人3分ということなので簡潔に。越塚会員のスライド31ページ、「技術上の様々な取り組み」というところ、本当にこういう世界になってくれたら、制度をアルゴリズムで強制するのもそうですし、秘密計算、秘密分散、匿名化技術、疑似データ、こういうことが本当に実現されていって、難しいテクニカルなところは分からなくても、こういう仕組みによってあなたのプライバシーは守られていて、覗かれているわけでも、どこかに持っていかれているわけでもないとなつてくると、とても安心感があるわけです。ただ、それはそん

なに簡単ではないと。その機能がどれだけ担保できるか、保証されているかという問題はあるのですけれども、結局のところ、究極に私たち個人のプライバシーが守られているのだということ、安心できるということが大切なのです。私たち事業者はそんなに悪いことはいたしませんから信頼してくださいと言われるだけでは全く安心感はないのです。ですから、技術に頼っていくにしても、どれだけ透明性があるのか、納得感があるのかということが重要です。将来に向けて、そういう世界に行ってほしいと思います。私たちを信頼してくださいと言われるだけでは、今から一步も動いていかないのではないかなという気がいたします。

たまたま昨日、消費者団体の主催で、内閣府の消費者委員会の専門調査会で出ました消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書についての勉強会がありました。関連があるかなと思ひまして少しコメントさせていただきたいと思います。

この報告書が言うパラダイムシフトは、個別のいろいろな消費者法、例えば特定商取引法、消費者契約法とかがあるわけですが、世の中は変わってきましたねということで、在り方を見直していこうというものです。幾つかのポイントで言いますと、消費者、個人のぜい弱性がすごく多様になってきて、以前のような考え方、ぜい弱で保護しなければいけない人は高齢者やこども、障害のある方ですねとして、それ以外は、賢く強い個人による自由な意思決定で選択していけばというような自立した消費者像、ちょっと前まではそういうものを目指していたわけですが、急速なデジタル化もあり、いろいろな意味で結局消費者個人は誰もが多様なぜい弱性を有するところに着目して消費者法制度を作っていこうという、ぜい弱性の捉え方を変えましょうということです。

もう一つ、本日、経団連の方とかの発表もありましたけれども、関連するかなと思うところが、規律にグラデーションをつけていきましょうというのがこのパラダイムシフトの中で言われていて、柔らかな規律からハードな規律までのグラデーションがあって、私たちとしてもここは読み取り方に幾つかあって、反対する面と賛成できる面があるのですけれども、いわゆる消費者被害の世界でも、真っ黒な消費者被害というか、真っ黒な悪質事業者と、一方でよく皆さんがおっしゃるうっかりというようなこととか、いろいろあるわけですね。その悪質具合によって規律の内容を変えていましょうということがこの報告書に書かれているのですけれども、私どもが最初にそこに100%与みできないと思ったのは、そもそも何か起こる前に、あらかじめこれはホワイトな事業者です、これはブラックな事業者ですと分けられたのではとんでもないと。そうではなくて、何か事が起きたときの振る舞いですよね。その後すぐ発表して是正して、行政から言われたことにもすぐ反応したとか、消費者を救済したとか、そういう振る舞いによって規律のグラデーションをつけていくということであれば、大いにあるのではないかと。それは、先ほどの越塚会員の御発表の中でも、道路交通法の話とかの中で感じるところがありました。

もう一つコメントを言わせていただきたいのですけれども、本日、自主的な取組ということがテーマでありましたけれども、私は越塚会員のお話を聞いていて、やはり基本的な

ルールメイキング、自主的ではない基本的な法律といいますか、それが非常に大事なのではないかと改めて思いました。特に道路交通法の話聞いていても、安心できる基本的なルールが整備されている上で、事業者の方たちの自由なデータ利活用というもので競争していただくということが必要なのかなと改めて感じてしまいました。

感想めいたところでございますけれども、以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

それでは、丹野会員、お願いいたします。

○丹野会員 丹野でございます。

私は非常に素朴なことを申し上げるつもりで本日参りました。

まずは越塚会員、あれはすばらしいです。事前に送られてきましたので拝見もしていて、非常に分かりやすい平易な文章なのに本質を突いていて、あまり褒めてばかりいてもあれなのですけれども、大変勉強になりました。ありがとうございます。科学であるデータの利活用推進の必然性について、科学的に言語化していただいたと思っております。

その中で、社会の諸問題の解決にはデータ利活用が必須だと。社会的利益も大きいと。まさに企業はデータの利活用には消極的であり、その原因はどうも個人情報保護法の法抵触の程度が分かりにくいとか、国民への浸透度の浅さ云々という御指摘もございましたが、私は数年前まで個人情報保護委員会の関係者でございましたので、大変胸に刺さるというか、耳が痛いというか、そういうふうに思って聞かせていただきました。

また、関様、別所様、それから村上様、もう退席されましたけれども千葉市の神谷市長、皆様のお話も非常に胸に熱いものを持っていて、それをクールにお話しいただいていると聞かせていただきましたので、非常にありがたかったと思います。

ただ、残念ながら、消費者には事業者、自治体等の努力の結果が必ずしもまだまだストレートに伝わっていない、知られてはいないのではないかと思います。デジタル化の急激な進行の中で、消費者はデータ利活用の受益者であり、また素材提供者でもあって、非常に大きな存在として扱われているのだけれども、しかし、まだ消費者としての実態は不安定で、心もとないのではないかと思います。

例えば直接個人データプライバシーの問題ではなくても、ネット関連の消費者トラブルは本当に多種多様にございまして、ID・パスワードの盗用、口座の乗っ取り、それから最近、様々な詐欺的商法が頻発しております。そういう意味では、今、消費者は、AIもそうですが、デジタルに関して言えば、すっかり安心できる、むしろ理解できる、信頼できる仕組みに出会いたい、そういう状況にあるのではないかと思います。

もっと素朴なことを申し上げると、データの利活用について消費者はどう思っているかという、もちろん消費者と一概に言えなくて多様な人たちなのですけれども、それでも多くの消費者にとっては、データ利活用によって得られる直接の利便性という利益は理解できるが、それ以外の利便性だとか効用についてはあまりよく分からない、実感できないという状況にある。

それに比べて、消費者として自らの位置情報、購買情報、検索情報、利用情報、信用情報、健康情報、様々ありますが、そういうもろもろの情報をたくさん事業者に取得されている。そして、そういうものが、消費者が知らないうちに何か重要なこと、大事なことに使われているのかもしれない。これはよく考えたら消費者にとって不公平なのではないかと、不満に感じている消費者は決して少なくないのではないかと思います。

そうすると、企業や行政は、消費者が内部に不安、不満を持っていることを前提にして、言わばマイナスをスタート地点として、消費者にどんなデータを何のために収集し、どこで何をするために使っているのか、それはいつまで保存するのか等について、また疑問や不安があれば質問窓口があることも含めて、こういうことを可能な限り分かりやすく説明し、公表することが絶対的に必要なのではないか。今申し上げたようなことを世の中にオープンにすると。これは事業者サイドから見ると注文が多過ぎるよという話になるのかもしれないですが、非常に面倒なのかもしれませんが、ぜひこれをお願いしたい。

そして、そういう形で企業が利活用の仕組みについて平易な説明を行うことによって、消費者は安心したい、信頼したいと思っているわけですから、ようやくそういうことができて、結果として消費者の選択を獲得することにつながるのではないか。すなわち、企業の方々には、この説明責任を言わば必要な投資であるとぜひ考えていただきたいと思います。

もちろん、先ほど来お話がありますプライバシー・バイ・デザインの話や、プライバシー影響評価のPIA（※8）の話、PETsの話、その他の手法も消費者として大歓迎でございます。

あと1点だけ。消費者への説明について、私がこういうふうによく言われるのは、デジタル技術がとてとてもとても発展したために、取り扱うデータの種類も取扱いの対応も非常に複雑になっていると。だから、結果として企業から消費者への説明、情報提供も当然難しくならざるを得ないのですと言われます。だから、到底、分かりやすい平易な説明は難しいのですよとよく言われます。でも、これは本当ですかと。これだけの技術があつて、これができないというのはおかしくないですかとずっと思っておりまして、この点について大いなる工夫の余地があると思っていますので、よろしくをお願いしたいと思っています。

以上です。

（※8）PIA：Privacy Impact Assessment（プライバシー影響評価）

○宍戸会長　ありがとうございます。

時間が押しておりますので、御発言希望の方がほかにおられたら教えていただければと思います。石川会員、曾我部会員、富浦会員、お三方それぞれ頂ければと思います。

まず石川会員、お願いします。

○石川会員　石川です。

越塚会員の33ページの内容に私になるべく答えられるように、気軽に相談できる弁護士となり、面白くて分かりやすいセミナーを幅広く展開して、事業者のデータの利活用の

お役に立てるようになればと思いました。

それはさておき、幾つか私のほうで知っていることをお話しできればと思いました。

まず、反則金の点数のような制度についてで、非常に面白いなと思いました。データ漏えいの文脈では、ガイドラインで、こういう事例については重たい事案です、こういう事案については軽微な事案ですと示すものが海外のデータ保護当局のガイダンスには結構あります。点数についても、ENISA（※9）というところが、漏れているデータの内容、態様、それぞれに点数の重みづけをして、それを掛け合わせた結果として、何点以上のものについては重大事案であるといったような評価軸のようなものを示したことがありますので、そういったものは分かりやすい実務という意味で、参考になるのかなと思った次第です。

そして、この二、三年感じてきたこととしては、個人情報保護の問題というと、漏えいの話に若干フォーカスが当たり過ぎてきたかなと感じておりまして、漏えいの問題だけではなく、プライバシーの侵害だったり、識別性のリスクであったり、あるいは差別による取扱いであったりも気にすべきように思います。そして、そのような論点との関係で適正利用や社会的受容性を確保することとの関係でいうと、DPIA（※10）・PIAが非常に重要で、かつ有効な取組であるのかなとは考えております。

そして、村上会員の資料の中でお話がありましたが、認証制度の話は、ある意味PIAともひも付けられるところがあるのかなとは思っておりまして、企業がデータ処理一つ一つについて行った影響評価の内容、こういったものをレビューして、このデータ処理についてはよい取組ですといったような形で認証が出るといったような制度、こういったものがあるとよいのかなと思っています。

しばしば認証といいますと、安全管理措置といいますか、企業の体制のほうにフォーカスが行きがちなのですが、EUでは、認証制度というのはデータ処理ごとに見ていくのです。そして、百点満点を取らなければいけないという形ではなくて、審査項目があるうちのある一定程度の水準を満たせばそういう認証が出るといったような形になりまして、形式審査にならないように仕組みを作っていくこともできるのではないのでしょうか。

そして、認証を取ることのメリットとして、例えばEUの例では、認証を取っていると課徴金の金額の考慮に際し軽減事由としてカウントされるといったようなことがありますし、課徴金以外の文脈でのメリットも検討できるものがあるのかなと思います。

そして最後に、データの利活用法制が今後日本でも進むと期待しておりまして、私はどちらかというとデータポータビリティはあったほうがいいのではないかと考えておりますし、EUデータ法なども割と推進の立場ではありますけれども、データのいろいろな施策を検討していくに当たって、このデータ処理は適法か、違法かの二分論で結論を出していくのは結構難しいと思います。技術の発展が非常に目まぐるしい中で、参考になる枠組みとしては、規制のサンドボックス（※11）を柔軟に活用していくというのが一つの方法なのかなと思っており、これはEUのAI規制法にも入っております。個人情報保護法との関係でも、まさに先ほどの集合データみたいなものをどうするかといった話について、これ

は適法、これは違法という結論を出すというよりは、どちらかというところそういったサンドボックス制度の中で事例を見ていき、リスクや実態を評価しつつ、将来的にはより確度の高い形で法令・ガイダンスにて対応していくといったような進め方もあるように考えておりました。

以上です。

(※9) ENISA : European Network and Information Security Agency (欧州ネットワーク情報セキュリティ機関)

(※10) DPIA : Data Protection Impact Assessment (データ保護影響評価)

(※11) 規制のサンドボックス：新たな技術の実用化やビジネスモデルの実施が、現行規制との関係で困難である場合又は実施可能か必ずしも明確でない場合に、規制官庁の認定を受けた実証を行い、実証により得られた情報やデータを用いて規制の見直しにつなげていく制度

○宍戸会長　ありがとうございます。

それでは、曾我部会員、お願いいたします。

○曾我部会員　ありがとうございます。曾我部と申します。

私も、準備会合は欠席でしたので、初めてお目にかかる会員の方が多いかと思っておりますけれども、よろしくお願いします。

私は、簡潔に、割と素朴なことを一つ、二つ申し上げたいと思います。

一つは社会的受容性の問題、越塚会員もおっしゃった点で、当然極めて重要ですし、大きな影響力を持っているのかなと思うのですが、私が思うに、社会的受容性というのは固定的なものでもないし、一様なものでもないと思っております、例えばビッグテックのデータ利用に関して文句を言う人はほとんどいないわけですし、国内勢にあっても、例えばポイントサービスなどは広く使われていて、そういったところはオプトアウトもできるということになっているようですが、オプトアウトの希望者が殺到して、サービスが成り立っていないということにもなっていないわけです。ですから、消費者にとって利便性があれば、相当なことでも受入れがされていると、素人的な印象ではあるのですが、あるわけです。ですので、まずは利便性を、社会的受容性の受入れに足るメリットを提供するというのが、企業にとっては重要なのかなと思っております。

個人情報保護法自体が、少なくとも現状において他国に比較して、特にGDPRとも比較して厳格なわけではないわけですので、ちょっとやらかしたからといって、そんなに厳しいサンクションが少なくとも個人情報保護委員会から来るわけではないということもありますので、結局のところは企業のスタンスといいますか、とりわけトップ層、経営層の判断といいますか、そういったところに依存するのかなと思っております、その辺は企業の考え方がとりわけ重要なのかなと思っております。

関連して、トップの判断ということは、今はもう御退席なさったわけですが、教育委員会が非常に保守的だとおっしゃったわけですが、教育委員会の教育長ですとか教育委員の任命権は首長にあるわけですから、教育委員会において利活用を進めたければ、そういっ

た形で積極的な人材にトップに座ってもらうということもあるのかなと。いずれにしても、企業にしても、自治体にしても、トップ層、経営層の考え方が重要なのかなと思ったりもしております。

もう1点、これは今のインセンティブの議題とはずれてしまうのですが、経団連の御説明、御提言に感想を申し上げますと、実際、保護ありきであって利活用視点が不足、規制対応だけのガバナンスは難しいという御指摘、それはそれでおっしゃることは分かります。他方で、GDPRとの調和というのを強調されていて、GDPRこそまさに保護ありきであり、規制の遵守コストが重いと言われているわけですので、全体として方向性が分かりにくいなど。これは非常に簡略化された資料だからということだと思いののですが、経団連の御提言は大変に影響力があるところですので、この辺りも含めてクリアにしたいとすると、今後のお願いということですが、いいのかなと思っておりますので、一言申し上げます。

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

それでは、お待たせしました。富浦会員、お願いします。

○富浦会員 前回、準備会合のときに申し上げましたけれども、コストベネフィットとか、メリット・デメリットを比較考量して、経済判断みたいなことをこの分野でも取り入れる必要性というのを指摘したのですが、本日まさにインセンティブという言葉が議題で取り上げられていますが、これ自体、もともとは経済の用語だったと思います。コストベネフィットを比較考慮してということですので、そうするとそれぞれの主体がきちんと合理的にコストベネフィット、メリット・デメリットを比較できるという前提で成り立っている議論だと思うのですが、そのメリットがよく分からないということであるとか、それぞれのリスクが評価できない状態でインセンティブを多少与えて行動変容ができるのかというのは、非常に重要な指摘だと思います。

特に、先ほど、行政機関の方というのは、コストベネフィットの評価は民間企業と違いますので、リスクゼロベースで行動されるという方がいらっしゃるということになると、相当な仕組みの変更を伴わないと、なかなかユースケースというのが出てこないということは考えなければいけないのだろうと思います。

あと、リスクが評価できないこととして、不確定要素が大きいということですが、それも法制度的にはっきり書いていないということもあると思いますし、解釈がよく分からないとか、運用がはっきりしていないというようなことで、情報提供があれば、多少改善するところもあると思います。

それから、GDPRの話が出ましたが、一つの法律だけではなくて、体系的に、EUの場合は、片やGDPRがすごく厳しいですが、それ以外の個人情報以外は促進するとかというセットになっているということがあると思うので、日本の場合も、個人情報保護法だけではなくて、ほかの法制度と併せて議論してということが必要ではないかと思

ました。

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

御発言希望の方からは一通り御発言を伺いました。本日まだおっしゃりたいことや、さらに会員間での御議論をいただきたいこともいろいろあるわけでございますけれども、それは恐縮ですが、次回以降またお願いをできればと思います。

若干時間が押しておりますが、私のほうからできるだけ簡潔に所感を申し上げたいと思います。

大きなお話と、それから本日の具体的な話題とに分かれるのでございますけれども、大きな話といたしましては、越塚会員のプレゼンテーションを基礎に、個人データ、パーソナルデータを利活用していくことについてのビジョン、それが公益に資するとか、社会課題の解決につながるとか言うのだけれども、それは同時に個人にとっての利益であったり、あるいは個人にとって公共サービスがしっかり提供される、パーソナルされた形で提供されるといった社会像を示していただきました。これについては、多くの会員の方が非常に共感されたのではないかと思います。そこに向けて、法と運用、あるいは法の具体的な中身、それから技術、社会的受容性を全体としてうまく組み合わせていく、データを利活用される事業者等のトップ層を含めたガバナンスに非常に期待するという御意見が多かったように思います。

他方、LLMの登場、それからAIエージェントの登場を見据えて、個人データの利活用がゼロリスクではもはやないといった中で、イノベーションを阻害しない、かつ同時に個人の権利利益はしっかり守るといった在り方に向けて議論を重ねていく必要があるということについても、御意見が大体共有されていたように思います。

また、そこにおきましては、企業間の連携、あるいは企業と行政機関、地方公共団体等の連携によって、初めて個人データを活用した価値が生まれるといった場合も、いわゆる多機関連携でありますとか、官民の連携あるいは委託がうまく進むためにも、データ利活用の主体が信頼できる主体であることを確保することが大事なのではないかという御指摘も多々頂いたように思います。

問題は、そのような方向に向けて、事業者の方々の自主的取組、あるいはそれをどういうふうに支えていくのかにつきまして、そのような取組をされることについてのメリットが明確にある、そのような制度あるいは文化の醸成が大事だろうということが一つございます。

また、疑似データ、合成データのお話を頂きましたけれども、テクノロジーの活用が非常に大きいと同時に、テクノロジーあるいはデータの利活用をしたメリット等について、消費者、社会に向けて分かりやすい説明が求められるだろうというお話でもございました。

また、これまでの個人情報保護法制の運用において、個人情報等の漏えいの場合に力点が置かれてきた部分があるけれども、村上会員のお言葉を借りますと回復可能性、あるい

は問題が起きたときにしっかり説明して、対応してくれるという事業者であれば信頼できるというお話が消費者の方からもあって、私は、そこは非常に一致する点があるのではないかと思いますけれども、そこへ向けてのルールの合理化あるいは運用の合理化についても、期待のお言葉を頂いたように思います。

特に、消費者と事業者等との間の信頼の醸成につきましては、それぞれが歩み寄って、意味のあるコミュニケーションができるようにしていくということの大事さを、本日私は感じたところでございます。この懇談会もその一歩、またその一つの機会であるだろうと思いますけれども、そうした事業者等と消費者の間の対話について、さらにこの場で皆様から知恵を出し合っていていただいて、うまくいくような取組ができればと思ったところでございます。

若干私からお時間を頂きましたけれども、本日の御議論は大体そういうところだったかなと会長としては受け止めたところでございます。

この後、幾つか事務的な御連絡がございます。

まず第一に、本日の懇談会の意見交換等の概要につきましては、後ほど13時30分頃より、私から記者ブリーフィングを行わせていただく予定でございます。

また、次回の懇談会ですけれども、今年度は、全体として、「個人・消費者から信頼を得るための事業者等の自主的取組」というお話をしていますが、本日の議論を踏まえて、「デジタル化に対応した事業者等のガバナンスのあり方」を次回の議題として、さらに踏み込んだ御議論をいただきたく思っております。先ほど来、疑似データ等の話がありましたけれども、小林会員から「プライバシーガバナンス」について、高橋会員から「プライバシーガバナンスをサポートする技術」について、プレゼンテーションしていただきたいと思っております。これは事前をお願いして、快く内諾を頂いたと承知をしております。その後、また、本日のように意見交換をお願いしたいと思っております。

以上で本日の議事は終了となりますが、事務局より連絡事項があればお願いいたします。
○戸梶課長 事務局からでございますけれども、2点ほど御連絡事項がございます。手短かに申し上げます。

1点目でございますけれども、本日の配付資料につきましては、委員会ホームページでの公開を予定しておりますけれども、その前に今、会長のほうからでもございました本日13時30分からの記者ブリーフィングでも配付させていただきたいと考えております。

また、本日の議事録、それから頂いた御意見につきましては、事務局のほうでまとめた資料を作成いたしまして、後日、会員の皆様方に御確認いただいた上で、公表させていただきたいと思っております。

2点目でございますけれども、次回の懇談会の日程につきましては、来年、令和8年2月に開催できればと考えております。詳細は、また事務局から御連絡させていただきたいと思っております。

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

○宍戸会長　ありがとうございました。本日の会議はこれにて閉会といたします。

本当に有意義な会合であったと思います。どうぞ引き続きよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。